



必ずご用意ください

平成 18 年分の給与所得の源泉徴収票または公的年金の源泉徴収票(配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の所得がわかるものも必要)
還付を受ける金融機関の口座番号がわかるもの(本人名義の口座)、印鑑、筆記用具、計算機

持参していただく書類

医療費控除を受ける人

平成 18 年中に支払った医療費の領収書
高額療養費、出産一時金、保険金、損害賠償金などを
受け取った場合はその金額のわかるもの
領収書は病院や診療を受けた人ごとに仕分けして金額を合計し、^{ひんせん}便箋やメモ用紙などに一覧に整理してきてください。

社会保険料控除を受ける人

国民年金・健康保険などの支払い金額のわかるもの
国民年金保険料については社会保険庁から送付される控除証明書の提示が必要になります。
証明書などを紛失し納付金額がわからない場合は、
社会保険庁(控除証明専用電話 0570 00 9911)
または三島社会保険事務所(電話 055 973 1444)
へお問い合わせください。

生命保険料控除・損害保険料控除を受ける人

保険会社等が発行する控除証明書

障害者控除を受ける人

障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、
戦傷病者手帳、市町村長が発行する障害者控除対象者認定書など(本人、扶養親族分)

住宅借入金等特別控除を受ける人

住民票の写し
家屋の登記簿の謄(抄)本
家屋の売買契約書(写)などで取得価格または請負代金を明らかにする書類
住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
住宅ローンなどにその家屋の敷地のローンも含まれる場合は、その土地の登記簿謄(抄)本、契約書(写)などで土地の取得価格・年月日などを明らかにする書類
増改築などの場合は、上記のほか建築確認済証(写)、検査済証(写)、または増改築等工事証明書なども必要です。

平成 18 年分 所得税の確定申告

市で開催する所得税の確定申告全般の受け付けは、次のとおりです。
詳しくは、広報 2 月 1 日号でお知らせします。

と き 平成 19 年 2 月 16 日(金) ~ 3 月 15 日(木)
9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00 土・日を除く
ところ 市役所伊豆長岡庁舎、葦山庁舎、大仁庁舎
問合せ 市役所税務課 電話 055 948 2907

申告書の提出は郵送でもできます。
郵送の場合は、記載事項や添付する書類に誤りがないか確認して、直接税務署へ提出してください。

郵送先 〒411 8551
三島市文教町 1 4 33
三島税務署
電話 055 987 6711

ご自宅のパソコンで、確定申告書が 24 時間いつでも作成できます。
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
画面の案内に従って必要項目を入力すると、簡単に所得税、消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。
プリンタで印刷(白黒可)したものをそのまま提出できますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
(確定申告等情報 確定申告書等作成コーナー)

申告は、お早めに!

その場で確定申告書の提出もできます

所得税の還付申告相談会

【問合せ】
三島税務署
電話 055 987 6711
市役所税務課
電話 055 948 2918・2907

確定申告会場では、書類審査に時間がかかるので、混雑が予想されます。税務署や市では、書類審査をスムーズに行うため、還付申告者を対象に還付申告相談を行います。
相談対象となる人は、確定申告期間前ですが相談会場で申告書の記載・提出もできます。ぜひご利用ください。



例年と同様に開催される三島税務署による還付申告相談会と合わせて、市でも相談会を開催します。
所得税の還付申告をする人は、この期間を利用して手続きを済ませることをお勧めします。

ここに注意!

平成 18 年分の所得税の税額から定率による税額を控除する「**定率減税**」が、引き下げられました。
改正前 所得税の 20 %相当額 (最高 250,000 円)
改正後 所得税の 10 %相当額 (最高 125,000 円)

相談会日程

三島税務署出張相談会

と	き	ところ
平成 19 年 1 月 25 日(木) 平成 19 年 1 月 30 日(火)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:30	函南町役場 2 階大会議室
平成 19 年 1 月 26 日(金)		市役所伊豆長岡庁舎 3 階第 1 会議室
平成 19 年 1 月 29 日(月)		修善寺中央公民館 第 1・第 2 会議室

三島税務署相談会

と き 平成 19 年 2 月 6 日(火) ~ 3 月 15 日(木)
土・日・祝日を除く
9:00 ~ 12:00
13:00 ~ 17:00

所得税の確定・還付申告、贈与税・個人事業者の消費税申告を受け付けます。

ところ 三島商工会議所
問合せ 三島税務署
電話 055 987 6711

伊豆の国市役所相談会

と き 平成 19 年 2 月 6 日(火) ~ 2 月 15 日(木)
土・日・祝日を除く
9:00 ~ 12:00
13:00 ~ 16:00

会場の混雑状況によっては終了時間前に受け付けを締め切らせていただくこともあります。ご了承ください。

ところ 伊豆長岡庁舎 3 階第 1 会議室
問合せ 市役所税務課
電話 055 948 2918・2907

対象となる人

給与所得者で、医療費控除や住宅借入金等特別控除を受ける人
給与所得者で、年の途中で退職して年末調整ができない人
給与と年金収入、または年金収入のみの人